

介護職員等によるたんの吸引等研修事業(第三号研修)募集要項

* 特定の個人に対してのみ、たんの吸引等を行う介護職員等向けの研修です

- 1 目的 たんの吸引等を行う必要がある特定の利用者個人に対して、利用者宅等にてたんの吸引等を安全、適切に行うことができる介護職員等を養成する。
- 2 対象者 訪問介護、居宅介護、重度訪問介護事業所等、居宅サービス事業所で以下の業務に従事しようとする介護職員等。
たんの吸引 経管栄養 口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の吸引 胃ろう又は腸ろう(滴下又は半固形)、経鼻経管栄養
- 3 開催日 ●基本研修(講義・演習) 令和8年12月1日(火)、12月4日(金)
※基本研修の最終日(2日目)に、講義内容に関する筆記試験を行います。
●実地研修 令和8年12月7日(月)～令和9年2月5日(金)の期間内
- 4 会場 基本研修(講義・演習) ふれあい健康館(徳島市生涯福祉センター)
(徳島市沖浜東2丁目16番地)
実地研修 特定の利用者自宅
- 5 募集人員 25名程度(受講者)
- 6 費用等 基本研修テキスト代 3,080円(税込)
※上記の費用については、基本研修1日目にお支払い頂きますのでご用意願います。
※実地研修終了後、修了証を発行致します。
- 7 申込方法 申込書に必要事項を記載し、下記あて先まで郵送または持参してください。
郵送先: 〒770-0835 徳島市藍場町1-5 ゲートウェイ WEST 徳島5階
(公財)介護労働安定センター徳島支部 行
※封書の表に「たんの吸引等研修(第三号)申込」と赤字で明記してください。
- 8 申込締切 令和8年11月6日(金) 16時必着
- 9 実地研修について
実地研修は、介護職員が実際担当することになる利用者の自宅等において、利用者のかかりつけ医又は看護師の指導のもと、該当する行為について実施し、プロセスの評価を行うものです。
受講者、利用者、指導者になるかかりつけ医又は看護師の三者で、実地研修の日程を決めていただきますが、令和8年12月7日(月)～令和9年2月5日(金)の期間内で行っていただきます。
※自宅を実地研修を行う利用者にも、あらかじめ同意を得ておいてください。
- 10 実地研修指導講師研修について
利用者に対し日頃から連携を図っているかかりつけ医又は看護師に、公益財団法人介護労働安定センター 徳島支部の行う実地研修指導講師研修を受講していただいた上で、実地研修の指導を行っていただきます。
あらかじめ、関係する訪問看護ステーションや医療機関に対し、**指導講師研修の受講、実地研修指導等の協力要請**を行っておいください。
※准看護師は指導講師になれませんので御注意ください。
※実地研修の指導講師には、指導・評価に対して謝礼をお支払いします。

●**実地研修指導講師研修**
日時: 令和8年11月30日(月) 9:30～15:00(終了予定)
場所: ふれあい健康館(徳島市生涯福祉センター徳島市沖浜東2丁目16番地)
- 11 申込締切 令和8年11月6日(金) 16時必着
- 12 申込方法 申込書に必要事項を記載し、下記あて先まで郵送または持参してください。
郵送先: 〒770-0835 徳島市藍場町1-5 ゲートウェイ WEST 徳島5階
(公財)介護労働安定センター徳島支部 行
※封書の表に「たんの吸引等研修(第三号)申込」と赤字で明記してください。
※実地研修指導講師になれる方は、実地研修指導講師研修への参加が必須条件です。
※受講人数によっては日程が変更になる場合があります。変更した場合個別に御案内致します。
※過去に開催した徳島県看護協会等で実施した、実地研修指導講師研修に参加された方は、今回の指導講師研修への出席は不要です。

13 注意事項

- (1) 研修の申し込みは、たんの吸引等を行う特定の利用者がいる方は、
①受講者(介護職員等) ②たん吸引等利用者 ③実地研修指導講師となるかかりつけ医又は看護師の3名で申し込んでください。
- (2) 申し込み時点で、特定のたん吸引等利用者がいなくても申し込むことはできますが、条件を次のとおりとしますので、ご注意ください。
- ①申し込み時点で特定のたん吸引等利用者がある方の受講を優先とし、定員に空きがある場合にのみ、定員の範囲内において、特定の利用者のいない方の基本研修受講者を決定する。

②①により、特定の利用者のいない方が基本研修を修了した場合は、安全上の観点から、基本研修終了後6ヶ月以内に特定の利用者への実地研修を行わなければ、基本研修の修了を無効とする。

- (3) 申込多数の場合、受講できない場合がありますので、御了承ください。
- (4) 応募者多数の場合は、1事業所あたりの受講者数を限らせていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

1事業所で複数名申し込まれる場合は、必ず受講優先順位をご記入ください。

- (5) 受講者の選考後、受講決定者には、受講決定通知書等を送付します(所属事業所あてに郵送)。
- (6) 実地研修に必要な提出書類等については、受講決定後にお知らせします。
- (7) 研修の全てを受講しないと修了となりません(欠席・遅刻は厳禁となっております)。
- (8) 経過措置の認定証又は第三号研修の認定証(特定の者対象)をお持ちの方は、講義・演習を省略できる場合があります。

省略せず全日程受講していただいても結構ですが、申込多数の場合は基本研修の優先順位が下がります。

＜講義・演習を省略できる例＞

(例1) 現在、経過措置の認定証があり、口腔内たんの吸引をしている。新しい利用者に対して、同じ行為を行う。
→ 実地研修のみでよい。

(例2) 現在、経過措置の認定証があり、たんの吸引をしている。新しい利用者に対して、たん吸引と胃ろうを行う。
→ 講義・演習のうち、胃ろう等・経管栄養に関するもの等を受講。その後、実地研修(たんと胃ろう)。

(例3) 現在、第三号研修の認定証があり、たんの吸引をしている(胃ろう等の講義・演習も受講済み)。新しい利用者に対して、たん吸引と胃ろうを行う。
→ 実地研修のみでよい(たんと胃ろう)。

14 研修修了後の手続き

研修の修了者には、公益財団法人介護労働安定センター徳島支部から「修了証書」を交付しますが、実際にたんの吸引等の行為を行うためには、修了証書受領後、「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受ける必要がありますので、別途、県に申請を行ってください。

また、「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けた介護職員等を雇用し、たんの吸引等の医療ケアを行う事業者は、「登録特定行為事業者」としての登録が必要となります。

登録特定行為事業者となっていない場合は、必ず、県に「登録特定行為事業者」になるための登録申請をしてください。

(認定特定行為業務従事者認定、登録特定行為事業者申請の手続については、徳島県障がい福祉課ホームページに掲載しています。)

【<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kenko/shogai-fukushi/5018888>】



【概要・申請二次元コード】

15 問い合わせ先

- | | | |
|------------------|--------------------|-------------------|
| ・研修内容、損害保険に関すること | (公財)介護労働安定センター徳島支部 | TEL: 088-655-0471 |
| ・募集等に関すること | 徳島県障がい福祉課 | TEL: 088-621-2242 |